船舶事故調査報告書

令和6年10月2日

運輸安全委員会 (海事専門部会) 議決

	運輸安全委員会(海事専門部会)議決
事故種類	転覆
発生日時	令和5年6月1日 10時10分ごろ
発生場所	青森県八戸市青葉湖(世増ダム)
	世増四等三角点から真方位115°560m付近
	(概位 北緯40°23.3′ 東経141°28.8′)
事故の概要	ミニボート(船名なし)は、航行中、転覆した。
事故調査の経過	令和5年6月14日、主管調査官(仙台事務所)を指名
	原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート (船名なし)、総トン数なし(全長3.16m)
船舶番号、船舶所有者等	なし、エヌエス環境株式会社青森支店
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・水象	気象:天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好
	水象:水上 平穏
事故の経過	本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、世増ダムの水質調査を行う
	目的で、操縦者が船尾部に座って操船を行い、同乗者が中央部に座
	り、船首部に調査資材を積載した状態で、約5~6km/hの対地速力で
	手動操舵により南西進していた。
	本船は、同乗者が不意に船首部に移動したところ、船体が船首側に
	傾き、湖水が船首方から舷縁を越えて大量に浸入し、船首部から沈み
	込んだ後、転覆した。
	操縦者は、携帯電話でダム管理事務所の職員に本事故の発生を連絡
	し、同職員から通報を受けて来援した消防の救助艇により、同乗者と
	共に救助された。
	本船は、出発時の乾舷が約0.2mであった。
	操縦者及び同乗者は、本事故当時、固型式の救命胴衣を着用してい
	<i>t</i> =.
	操縦者は、ふだんどおり積載物及び乗船者の配置を工夫し、船体の
	船首部、中央部及び船尾部に重量を分散させた状態で出発したが、同
	乗者とは約10年間共に水質調査の作業を行っていたので慣れがあ
	り、本事故当時、同乗者に対し、航行中には船上での移動を控えるな
	どの指示不足があったと本事故後に思った。
分析	本船は、船首部に調査資材を積載した状態で航行中、中央部に座っ
	ていた同乗者が船首部に移動したことから、船体が船首側に傾き、湖
	水が船首方から舷縁を越えて大量に浸入し、船首部から沈み込んだ

	後、転覆したものと考えられる。
	操縦者は、同乗者とは長年にわたって共に水質調査の作業を行って
	おり、慣れが生じていたことから、航行中には船内の移動を控えるよ
	う指示しなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船首部に調査資材を積載した状態で航行中、中
	央部に座っていた同乗者が船首部に移動したため、船体が船首側に傾
	き、湖水が船首方から舷縁を越えて大量に浸入し、船首部から沈み込
	んだ後、転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え
	られる。
	・ミニボートの操縦者は、積載物の重量を前後に分散させることで
	姿勢が安定することに留意するとともに、重量物を船首部に積載
	した状態で乗船者が船首部に移動すると、船体が船首側に傾き転
	覆する危険性が高まるので、乗船者に対し、不用意に船上を移動
	しないよう指示を徹底すること。